

委 託 契 約 書 (案)

茨城県立中央病院(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、
医事業務について、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、医事業務を別添仕様書(以下「仕様書」という。))のとおり乙に委託する。

(委託業務の実施)

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、別添の仕様書に従って行わなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、翌年度以降の
歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解
除できる。

(委託料)

第4条 委託業務に要する費用(以下「委託料」という。)は、年額 円(うち消費税及び
地方消費税額 円)とする。

2 乙は、委託料の1/2分の1の額を各月の実施分として、別表のとおり実施月終了後に請求書を
甲に提出しなければならない。

(業務完了報告書)

第5条 乙は、委託業務が終了した日から30日以内に業務完了報告書を甲に提出するものとする。

(委託料の支払)

第6条 乙は、委託業務の実施結果について甲の検査を受けた後、請求書により甲に請求する。甲は、
この請求により、委託料を支払うものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県病院局会計規程第10
7条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰することが明らかなものについては、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(履行遅延の場合の違約金)

第9条 乙は、乙の責めに期すべき事由により契約の履行期限内に、この契約に基づく業務を履行しないときは契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 第1項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(再委託)

第10条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託をすることはできない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、再委託した業務を受託した者と約定しなければならない。

(委託業務の変更等)

第11条 甲は、委託業務の内容につき、変更する必要があるときは、直ちに乙に協議しなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が委託業務の実施について改善する必要があるときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により、仕様書に記載された委託業務の内容を変更する必要があるときは、その旨を文書により申し出て、甲の承認を受けなければならない。

(改善の指示等)

第12条 甲は、委託業務の実施について改善する必要があるときは、その改善事項を乙に指示できるものとする。

(委託業務の中止等)

第13条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

(契約違反による解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による解除によって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとする。

3 甲は、委託事業が完了し甲が委託料を乙に支払った後に、乙がこの契約に違反したことが明らかになった場合、乙に対し委託料の一部又は全部を返還させることができる。

(権利義務の譲渡)

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

(著作権の帰属)

第16条 委託業務に係る成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利(同法第27条及び第28条の権利を含む。

以下「著作権等」という。)は乙に帰属する。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の成果(委託業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は渡してはならない。

3 前2項の規定については、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等の保存)

第19条 乙は、委託業務に係る経費について、金額の出納を明らかにした帳簿及び関係書類を整備しておかなければならない。

2 乙は、前項に係る帳簿及び関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(実施状況の調査等)

第20条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の実施状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求められたと

きは、速やかに甲に報告しなければならない。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 21 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(暴力団排除措置)

第 22 条 乙は、委託業務の実施にあたり、茨城県暴力団排除条例(平成 22 年茨城県条例第 36 条)第 7 条の規定に基づく別紙誓約書を契約締結時に甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定の実効を規定するため、必要に応じ警察本部に対する照合を行うことができるものとする。

(協議)

第 23 条 この契約に定めるもののほか、委託業務の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 茨城県笠間市鯉淵 6 5 2 8
茨城県立中央病院
病院長 島居 徹

乙

《別記》

個人情報の保護に関する特約事項

1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、委託者の承諾を受けなければならない。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。

7 返還義務

委託事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等(複写、複製したものを含む。)は、委託業務完了後、速やかに委託者に返還しなければならない。

8 不要情報の廃棄

委託事務を処理するために収集した個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

9 本特約事項に違反した場合の措置

委託者は、受託者が本特約事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。

別表

各月ごとの委託料明細表

実施期間	金 額	うち消費税 及び地方消費税
4月	円	円
5月	円	円
6月	円	円
7月	円	円
8月	円	円
9月	円	円
10月	円	円
11月	円	円
12月	円	円
1月	円	円
2月	円	円
3月	円	円

別記1

誓 約 書

私は、受託業務を遂行するに当たり、個人情報の保護に関する法律を遵守し、当該業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないことを制約します。

茨城県立中央病院長 島居 徹 殿

令和6年4月1日

住所

氏名

別記 2

診察料等の公金収納事務委託実施要項

診察料金等の公金徴収事務のうち、茨城県中央病院会計窓口において収納事務を行うための委託業務について、次のとおり処理要項を定めるものとする。

1. 会計窓口における公金収納事務の業務期間

(1) 業務日は、原則次のとおりとする。

土曜、日曜及び休日（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）以外の日。

ただし、救急外来業務についてはこの限りではない。

(2) 業務時間は次のとおりとする。

原則として、午前8時30分から17時15分までとする。ただし、その日の業務が終了しない場合はこの限りではない。

外来会計業務にあつては外来診療終了までとする。

また、救急外来業務は、前号に定める業務日においては外来終了より翌日午前8時30分までとし、土曜、日曜及び休日（年末年始、ゴールデンウィーク、長期連休等を含む）においては午前8時30分から翌日午前8時30分までとする。

2. 会計窓口において収納する公金の種類等

(1) 公金の種類

診療基本伝票を基に医事課において算出された、入院及び外来診療料並びに諸手数料。

(2) 公金収納に係る領収書

ア 納入通知書未発行に係るものは、ポストレジ付属のプリンターで印刷される。「請求書・領収書」（茨城県病院局会計規程の規定による伝票等の様式第43号（その2））を発行。

イ 納入通知書発行済に係るもの（現年度及び過年度損益修正益分を含む）は、「納入通知書・領収証書」（茨城県病院局会計規程の規定による伝票等の様式第38号（その2））に別に定める領収印を押印して発行。

3. ポストレジ操作等

「操作手引書」による。

4. 毎日の収納済公金の払込み及び金庫の貸与

(1) 午前中の払い込み

午前9時30分に常陽銀行友部支店からの派出員（以下「派出員」という。）に、前日分保管金を払い込む。

(2) 午後の払い込み

午後3時に派出員に、当日の収入金を払い込む、（この時の払込金額は万円単位とする。）

(3) 金庫の貸与

収入済公金及び釣り銭等の保管のため、茨城県立中央病院医事課（以下「医事課」という。）設置の金庫内を一部貸与するものとする。

(4) 毎日の収入済公金の保管

午後3時以降の収入金及び午後3時までの収入金のうち1万円未満のものについては、翌日払い込みのため、釣り銭と共に医事課設置の金庫内を使用し保管するものとする。

(5) 医事課との引継ぎ

納入通知書発行分に係る領収済通知書並びに医事会計システム端末により出力された「現金領収に係る報告書」（合計及び県分）は医事課職員により検査を受け、確認後医事課に引き渡すものとする。

5. 納入通知書の再発行

(1) 納入通知書発行済の診療料等について、会計窓口において収納する際、納入通知書を持参しなかったものについては、医事課に連絡し再発行を受けるものとする。

(2) 診療料等の支払延期又は複数回に分けて分割納入の申し出を受けた場合、医事課に連絡して指示を受けるものとする。

(3) 診療料等を複数回に分けて分納する場合、医事課に納入者の意向を併せて連絡し、納入通知書の再発行を受けるものとする。

6. 機器等の不調時

会計窓口設置の機器等に異常が生じた時は、速やかに医事課に連絡し、徴収業務に支障をきたさないよう対処するものとする。

7. 休息等

窓口業務は業務開始時から業務終了時まで継続して行わざるを得ないため、休息等に当たっては連携を取り、窓口業務に支障をきたさないようにするものとする。

なお、会計業務については常に複数の職員を配置し、患者の待ち時間短縮に努めるものとする。

診療料金等の公金収納事務委託協定書

茨城県立中央病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、診療料等の公金の収納に関する事務処理について次のとおり協定する。

（委託の範囲）

第1条 甲が乙に対し委託する範囲は、茨城県立病院診療料等徴収条例（昭和37年茨城県条例第66号）に規定する診療料及び手数料の収納の事務とする。

（事務処理）

第2条 乙は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第52条第5項並びに茨城県病院局会計規程（平成18年茨城県病院事業管理規定第21号）第20条第1項及び第22条第2項の規定に基づき前条の事務を処理するものとする。

2 徴収業務の実施に当たって、必要となる釣り銭等については、乙が用意する。

（損害賠償）

第3条 乙は、委託を受けた事務を処理するに当たっては、常に善良な管理者としての注意をもって行い、万一その義務を怠ったことにより甲に損害を与えた場合は、賠償の責めを負うものとする。

（指示）

第4条 乙は、委託を受けた事務に関して甲の指示があったときは、その指示に従うものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各々1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 茨城県笠間市鯉淵6528
茨城県立中央病院
病院長 島居 徹

乙